

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

現 行	改 定	改定理由
<p>第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミクスコンクリート 3-3-2 工場の指定 (P1-1-37)</p> <p>1. 請負人は、レディーミクスコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐し、別に定める「茨城県土木部指定工場」から選定し、JIS A 5308（レディーミクスコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合には、本条3、4項の規定によるものとする。</p> <p>2. 請負人は、JISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308（レディーミクスコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び及び呼び強度等が指定されるレディーミクスコンクリートについては、製造会社の材料試験結果、配合の結果に関する確認資料により監督員の確認を得なければならない。</p> <p>3. 請負人は、「茨城県土木部指定工場」が工事現場近くに見当たらない場合は、使用するJISマーク表示認証工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>4. 請負人は、JISマーク表示認証工場であっても「JIS A 5308レディーミクスコンクリート」以外のレディーミクスコンクリート（ただし、茨城県土木部で実施用車種を規定しているものは除く。）を用いる場合には、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜ、配合に該当するものとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得なければならない。</p> <p>5. 請負人は、レディーミクスコンクリートにより実施しなければならない試験のための試験を代行させる場合は請負者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。</p>	<p>第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミクスコンクリート 3-3-2 工場の指定等 (P1-1-37)</p> <p>1. 請負人は、レディーミクスコンクリートを用いる場合には、別に定める「茨城県土木部指定工場」で製造されるものを使用しなければならない。なお、産・管・学で構成される全国生コンクリート品質管理協会蔵の統一監査基準に基づき監査に合格した工場には、同会蔵により「@マーク」の表示が許可されているので、「茨城県土木部指定工場」から工場を選定する際の参考にする。また、「茨城県土木部指定工場」で製造されるレディーミクスコンクリートを使用する場合には、材料の計量、練混ぜ、配合への臨場を確認することとともに、工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得ることができるとも併せて、本条第4項に該当する場合は除く。</p> <p>2. 請負人は、レディーミクスコンクリートの運搬時間及び打設時間等を考慮し、やむを得ず「茨城県土木部指定工場」以外の工場で製造されるレディーミクスコンクリートの品質を確保できることを確認の上、その資料により監督員の確認を得なければならない。また、工場は、JISマーク表示認証工場で、かつ、レディーミクスコンクリートの製造、施工、試験、検査、管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート技士等）が常駐し、配合設計や品質管理等に適切に実施できる工場から選定しなければならない。なお、「茨城県土木部指定工場」以外の工場で製造されるレディーミクスコンクリートを使用する場合には、材料の計量、練混ぜ、配合への臨場は省略することができるが、工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得なければならない。ただし、本条第4項に該当する場合は除く。</p> <p>3. 請負人は、JIS A 5308（レディーミクスコンクリート）に適合するレディーミクスコンクリートを使用しなければならない。ただし、設計図書に指定したレディーミクスコンクリートがJIS A 5308に適合しないものである場合には、本条第4項の定めによるものとする。なお、JIS A 5308に適合しないものであっても茨城県土木部で実施用車種として規定されているものについては、JIS A 5308に適合するものと同様に扱う。</p> <p>4. 請負人は、本条第3項に定めるレディーミクスコンクリート以外のものを使用する場合には、本条第1項、第2項に定める場合に準わらず、設計図書、第1編3-5-3、第1編3-5-4の規定に基づき配合、材料の計量、練混ぜに臨場しなければならない。また、工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得なければならない。</p> <p>5. 請負人は、レディーミクスコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308により実施しなければならない。なお、工場等に検査のための試験を代行させる場合は、請負者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。</p>	<p>「@マーク」について追記 文書表現の明確化</p>

## 土木工事共通仕様書の改定について（参考）

○改定箇所：第1編 共通編

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第3節 レディーミクストコンクリート

3-3-2 工場の指定

○改定趣旨：①土木部指定工場から生コン工場選定の際の参考とするため、**適**マーク表示の工場<sup>\*</sup>について追記した。

②土木部指定工場の優位性及び土木部指定工場以外の生コン工場を使用する場合について明確でなかったため、文章表現を修正した。

※産・官・学で構成される全国生コンクリート品質管理監査会議の定めた全国統一の基準に基づき、茨城県生コンクリート品質管理監査会議が工場への立入り監査を実施し、監査に合格した工場には**適**マークの表示が承認されている。

土木部指定工場の生コン工場 55 工場のうち、39 工場に**適**マークの表示が承認されている。